あったかハートで繋がるまちづくり

遺贈を希望される方へ

遺贈・相続財産パンフレット

お問い合わせ・ご相談先

TEL 0436-24-0011

受付：平日８時30分～17時15分

HP：http://www.ichihara-shakyo.or.jp/

〒290-0075 千葉県市原市南国分寺台4-1-4

市原市社会福祉協議会 検索

市原市社会福祉協議会
マスコットキャラクター

しあわせの四つ葉のクローバーをモチーフに生まれました。風にのって優しい幸せを運びます。

よつばちゃん

社会福祉法人
市原市社会福祉協議会
Ichihara Council of Social Welfare

社会福祉協議会の紹介と役割

皆様がお住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会です。地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。また、地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

市原市社会福祉協議会は、地域のさまざまな方とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて地域の最前線で活動しています。

遺言によるご寄付

「遺贈」とは

遺言書を作成した際に、故人の財産の一部、もしくは全部を寄付することを遺贈といいます。市原市社会福祉協議会へ遺贈いただくことで市原市の福祉活動推進の為の財産を残すことができます。遺贈により寄付した財産の場合、相続税は課税されません。

遺言手続きの流れ

①専門家へ相談

まずは、ご自身の財産から遺贈先や遺贈の割合等の内容を決め、ご自身で決めた内容をもとに、弁護士、司法書士などの専門家に相談します。
手続きの注意点やポイントを確認することで今後の流れがスムーズになります。

②遺言執行者の指定

遺言者が亡くなった後、遺言者の意思を実現し見届けてくれる人を遺言執行者といいます。また専門的な知識と相応の時間を要するため専門家を指定されることが一般的です。

③遺言書の作成

遺言書の作成方式として「公正証書遺言」をお勧めしております。詳細に関しては、日本公証人連合会（TEL03-3502-8050）や公証役場（千葉公証役場 043-222-2876）にお問い合わせください。

④遺言執行者へ連絡手順の決定

遺言執行者は遺言者のご逝去の連絡を受けた際、遺言書の内容を手順に従い執行します。あらかじめご家族や信頼される方へ遺言執行者の氏名・連絡先をお伝えください。

⑤遺言執行と財産の引き渡し

遺言執行者から、ご寄付いただく財産をお引渡しいただきます。

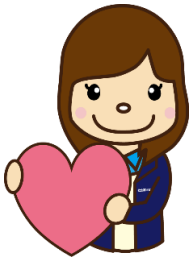

相続財産によるご寄付

「相続財産」とは

故人の財産を相続・遺贈により、相続人や受遺者が継承する財産が相続財産です。相続人や受遺者が故人の財産をご寄付いただくことで故人の福祉への思いを汲み市原市の福祉活動推進の為に使われます。

相続財産手続きの流れ

①相続の開始

被相続人のご逝去とともに相続の開始となります。
ご遺族でご相談後、当会へご寄付の意向をご連絡ください。

②10か月以内にご寄付

当会より振り込み先口座をご案内致します。
領収書の名義についてもご相談いただけます。
※相続税の申告期限（相続開始から10か月以内）に寄付された場合、
寄付された財産には相続税がかかりません。

③領収書の送付

寄付を受領後、領収書（寄付金受領証明書）を発行いたします。相続税の申告時に添付して下さい。またご要望に応じ感謝状を贈らせていただきます。感謝状の宛先は故人のお名前にすることも可能です。

④相続税の申告

相続税申告期限内（相続開始から10か月以内）に手続きを行って下さい。申告期限内に現金で寄付された場合、非課税となります。

次ページより市原市社協の事業を紹介致します。

子育て支援事業

子育て支援事業とは…

公的な子育てサービスで対応できない短時間の預かり等、住民相互による援助活動を通じた子育て環境（仕事と育児の両立）の支援や妊娠中、出産前後の不安定な時期に、育児支援等を必要とする家庭に、ホームヘルパーを派遣し、子育てしやすい環境づくりに向けたコーディネート業務を展開します。

●ファミリーサポートセンター事業

●出産前後家事等サポート事業

高齢者・障がい者支援

権利擁護事業

●成年後見制度支援事業

成年後見制度とは・・・認知症・知的障害などにより、判断能力が欠けている方を支援するための制度です。成年後見人は本人の不利益にならないような契約などを行います。

●社協では、職員が後見制度についての相談や申し立て書類作成など相談に応じます。また、法人後見受任事業では、社協が法人後見人になり、法律的にご本人の権利、財産を守ります。

●福祉サービス利用援助事業

大切な書類をなくしたり、通帳をどこにしまったか忘れてしまった・・・。

別居している母の体が不自由で、銀行に行けないし、月々の支払もいろいろあるけど、どうしたらいいのだろう？

こんな不安をお持ちの方に、日常的な金銭管理、大切な書類をお預かりして、安心して暮らせるようにお手伝いする事業です。

居宅介護支援事業

居宅介護支援事業とは・・・

この事業は、要介護状態にある方に対し、介護保険法令の趣旨に基づいて利用者及びその家族を訪問し、相談をしながら、その意向を伺います。サービス提供事業者、介護保険施設等と連携を図り、利用者の解決すべき課題を把握し、質の高い居宅サービス計画を作成して、自立した生活を送れるように支援します。

集いの場・交流の場

地域（子ども）食堂

地域食堂では、地域の子どもや保護者などを対象に食事を提供します。子どもや保護者が地域住民の目が届く所で安全にご飯を食べることで子どもの貧困問題を支援します。食事が終わった後には宿題やゲームをして友達やボランティアの方とふれあいの場所にもなっています。また、子ども同士・親同士でコミュニケーションが取れる場としても役立っています。

ふれあいサロン事業

ふれあいサロン事業は、子どもや高齢者に対して、地域住民やボランティアの協力を得て、ふれあいの場、仲間づくりの場及び健康増進の場を提供し、誰もが、いきいきと安心して、閉じこもりのない生活がおくれる地域作りを推進するために行っています。

地域での活動

市内各地区において、１１の地区社協、44（46小学校区）の小域福祉ネットワークがそれぞれ地域特性を活かした事業を展開しています。

●安心生活見守り支援

●登下校時、子ども見守り支援

●世代間交流事業

●買い物ツアー

ちょっとした困りごとの手助けをします

●住民相互の助け合い活動

●地域にある課題に対して市社協職員が、課題解決に向けた助言や情報提供等を行います。また活動分野の拡充に向けた支援を行い、地域特性に応じた様々な事業を展開しています。

災害時支援

ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、「地域福祉」を支える人材の養成や生涯学習を通じた福祉教育の推進など、地域福祉推進の基盤づくりに取り組みます。
また、台風や地震等の大規模災害時、市原市社協では**災害ボランティアセンター**を設置します。ボランティアの受け入れ、派遣を行いボランティアの方々に協力いただき被災地支援を行います。

●災害ボランティアセンター

●青少年ボランティア育成講座

指定管理施設のご紹介

アネッサ

●「アネッサ発 クリーン大作戦」

サンハート

●「知っててよかったママの救急法」

なのはな館

●健康増進室「アクアウォーク」

老人福祉センター

●アートフラワー教室

・障がい者、高齢者及び児童などの多くの住民が集い、憩い、学びながら過ごすことを目的として運営しています。地域住民の一体感、共生感を育み社会的孤立化の解消など健康でより豊かな心で生きがいのある生活ができるよう児童、障がい、高齢者福祉の増進を図ります。
各施設ではそれぞれの地区のニーズに合わせた様々な事業を展開しています。